

鴻巣市 パートナーシップ 宣誓制度  
ファミリーシップ  
手続きガイドブック




鴻巣市



## 1 宣誓をお考えの方へ



鴻巣市では、性別などの違いに関係なく、市民一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく生きられる「人権尊重都市」を宣言しています。そして、「基本的人権を尊重し、親切で思いやりのある心豊かな地域社会」を目指しています。



### 一人ひとりの市民が互いに人権を尊重し合い ともに生きる鴻巣を目指して

その一環として、性的少数者をはじめ、様々な事情によって、婚姻の届出をせず、あるいはできず、悩みや生きづらさを抱えている市民の方々に寄り添っていくために、令和2年12月から「鴻巣市パートナーシップ宣誓制度」を始め、令和3年12月からは一緒に暮らしている子ども（未成年）と継続的な共同生活を行っていることを同時に宣誓できる「鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始します。

この制度は、法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、お二人の思いを尊重するとともに人生のパートナーや大切な人と自分らしく、いきいきと生活されることを鴻巣市として応援するものです。

鴻巣市におけるパートナーシップの定義は、「互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した2人の関係」としています。

鴻巣市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、同性パートナーに限らず、トランスジェンダー（からだの性とところの性が一致しない人）、Xジェンダー（性自認を男女のいずれかとは認識しない人）、アセクシュアル（無性愛者）など、性的少数者の方や、様々な事情によって、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度にのれず、悩みや生きづらさを抱えている事実婚の場合が対象です。

## 2 宣誓することができる方



パートナーシップ宣誓をするには、お二人とも以下の要件をすべて満たしている必要があります。

### (1) 成年に達していること

満20歳以上の方（民法の改正により、令和4年4月1日以降は「満18歳以上」となる予定です。）

### (2) 鴻巣市民であること、または転入を予定していること

お二人とも市内に住所を有していること。または一方の方が市内に住所を有し、他の方が3か月以内に市内に転入予定であること。

### (3) お二人が同居し、または同居する予定であること

住民票の写し等で確認します。

### (4) 現に婚姻していないこと（現に配偶者がいないこと）

戸籍抄本等で確認します。

### (5) 現に宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

すでに宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓を行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体でパートナーシップの宣誓・登録等を行っている方は宣誓できません。（他自治体の宣誓証明書等の返還後は宣誓をすることができます。）

### (6) 民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと

民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など、婚姻をすることができない関係にある方は宣誓をすることができません。

（注）宣誓希望者同士が養子縁組をしている場合を除きます。

### 3 宣誓に必要な書類



#### (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

※宣誓日当日、総務部やさしさ支援課で用意します。

#### (2) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

3か月以内に発行されたものを一人1通ずつお持ちください。  
(同一世帯の場合は1通で可)

#### (3) 転入予定住所が確認できる書類（転入予定の方のみ）

鴻巣市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写し、居住予定先のパンフレットや地図等）を提示してください。

#### (4) 婚姻をしていないことが確認できる書類

戸籍抄本や独身証明書など、3か月以内に発行されたものを一人1通ずつお持ちください。

#### (5) 本人確認書類

次のいずれか1点または2点を提示してください。

※1点の提示でよいもの

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等で本人の写真が貼付されたもの

※2点の提示が必要となるもの（本人の写真が貼付されていないもの）

健康保険証、年金手帳など、本人が確認できる証明書等

※通称名の使用について

通称名の使用を希望する場合は、通称名で届いた郵便物や社員証など、通称名を日常的に使用していることを確認できる書類をお持ちください。

## 4 宣誓の流れ



(1) 電話、FAX またはメールで、宣誓日の予約（予約先：総務部やさしさ支援課）

宣誓を希望される日の7日前までに、総務部やさしさ支援課に予約をしてください。

### 【予約連絡先】

電話 048-541-1321（内線3424）

FAX 048-577-8466

E-mail yasasisa@city.kounosu.saitama.jp

※予約受付時間は、祝日、年末年始を除く、月曜日から金曜日 午前9時から午後5時までです。

※FAX、メールは 24 時間受け付けますが、予約受付時間外に届いたものは、翌日（祝日、年末年始を除く）の時間内に連絡します。



(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人で来所してください。

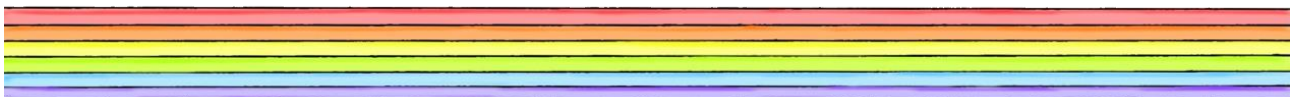
職員立ち会いのもと、宣誓書に記入し、市に提出いただきます。

プライバシー保護のため、個室で対応いたします。



(3) 宣誓証明書、宣誓証明カード交付

後日、お二人にそれぞれ宣誓証明書と、宣誓証明カード（希望者のみ）を、郵送または窓口で交付します。



## 5 宣誓証明書・宣誓証明カード



### 鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓がされたことを証します。

氏名 \_\_\_\_\_ 様 氏名 \_\_\_\_\_ 様  
年 月 日生 年 月 日生

子 氏名 \_\_\_\_\_ 様  
年 月 日生

子 氏名 \_\_\_\_\_ 様  
年 月 日生

第 号

宣誓日 年 月 日

鴻巣市長



鴻巣市は、多様性を認め合いながら、共に生きる社会の実現を目指しています。

この証明書は、法的な効力を有するものではありませんが、パートナーシップ・ファミリーシップを尊重することで、互いを人生のパートナー・ファミリーとして、鴻巣市で自由に、安心して、いきいきと活躍されることを期待しています。





## (表面)

以下の部分を使用して緊急時の医療提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です。)。記入する方は、1か2のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、医療の提供に関し私の意思の確認が困難な場合、宣誓パートナーに対して代理人として情報の開示と医療行為・手術への同意・面会を許可し、医療機関に対しこの意思の履行への協力・対応を求めます。
2. 私は、医療の提供に関し私の意思の確認が困難な場合、宣誓パートナーに対して代理人として情報の開示と医療行為・手術への同意・面会を許可しません。

《1を選んだ方で、許可しない項目があれば、Xをつけてください。》

【情報の開示・医療行為への同意・手術への同意・面会】

[特記欄: \_\_\_\_\_ ]

(自筆署名) \_\_\_\_\_ (署名年月日) \_\_\_\_\_



## (中面)

### 鴻巣市 パートナーシップ ファミリーシップ 宣誓証明カード

鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓がされたことを証します。



\_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

第 号 \_\_\_\_\_  
宣誓日 年 月 日

鴻巣市長

このカードは、人生のパートナー・ファミリーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを鴻巣市として証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

#### 特記事項

戸籍上の氏名

【本人】  
氏名

年 月 日生

【パートナー】  
氏名

年 月 日生

【子】  
氏名

年 月 日生

氏名

年 月 日生



## 6 Q&A



Q1 鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法で定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、鴻巣市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて実施されるものであり、法的効力は有しません。



Q2 宣誓に費用はかかりますか？

A2 宣誓自体には費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく住民票の写し等の必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。



Q3 宣誓証明書は、宣誓日当日に交付されますか？

A3 即日交付ではありません。原則として、宣誓後、1週間程度の期間後、郵送または窓口で交付します。



Q4 転入後はどのような手続きが必要ですか？

A4 3か月以内に鴻巣市に転入し、転入後、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書を提出してください。





Q5 同居をしていないと、宣誓することができませんか？

A5 宣誓の時点で同居している必要はありませんが、本制度の定義の「互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行う」ために、同居を要件としています。



Q6 宣誓は、一人でもできるのですか？

A6 本人確認と、お二人の意思を確認のうえ、パートナーシップ宣誓書に署名をいただくので、お二人でお越しください。



Q7 プライバシーは守られますか？

A7 宣誓の際は、プライバシー保護のため、個室で対応します。  
提供された書類や記載されている内容等の個人情報については、外部に情報を提供することはありません。



Q8 宣誓証明書、証明カードは、再交付できますか？

A8 証明書、証明カードを破損や紛失した場合、再交付申請書をご提出いただき、再交付を受けることができます。





Q9 市外に転出した場合、どうしたらいいですか？

A9 市外に転出した場合、返還届出書をご提出いただき、交付された宣誓証明書と証明カードは返還してください。



Q10 パートナーシップを解消した場合は、どうしたらいいですか？

A10 パートナーシップを解消した場合は、返還届出書をご提出いただき、交付された宣誓証明書と証明カードは返還してください。





鴻巣市 パートナーシップ 宣誓制度  
ファミリーシップ  
手続きガイドブック

令和2(2020)年11月発行  
令和3(2021)年11月改訂

発行：鴻巣市総務部やさしさ支援課  
〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号  
TEL：048-541-1321（代表） FAX：048-577-8466  
E-mail：yasasisa@city.kounosu.saitama.jp